

## 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

### (7/12～8/22 実施分)」早期支給分の実施概要

都では、令和3年7月12日から8月22日までの間、営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただける都内の飲食店等を運営する中小事業者に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の一部を早期支給します。

#### ■受付開始時期等

---

##### ○受付要項公表

令和3年7月19日（月）14時（予定）

##### ○申請受付期間

令和3年7月19日（月）～令和3年8月6日（金）

※本申請の受付期間等については、別途ご案内いたします。

#### ■対象要件

---

○営業時間短縮等の要請を受けた都内の飲食店等※1を営  
し、要請に全面的にご協力いただける中小企業※2・個人  
事業主等が対象となります。

➤ 要請期間(令和3年7月12日から令和3年8月22日  
まで)において、営業時間短縮等の要請に全ての期間で  
協力をいただける都内の飲食店等が対象となります。

➤ 過去実施分の協力金について受給実績のある方で、売上  
高方式で申請する事業者が対象となります。

※過去実施分とは

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等(1/8～2/7  
実施分、2/8～3/7 実施分、3/8～3/31 実施分、4/1～4/11  
実施分、4/12～5/11 実施分)

※早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小事業者)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間後に申請の受付をさせていただきます。

(営業時間短縮及び休業の要請の概要)

緊急事態措置期間 (7/12-8/22)	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む)	休業 (酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等 (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く)	夜 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝 5 時から夜 20 時までの間に営業時間を短縮

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者に対し、店舗ごとに支給します。
- 各期間の要請開始日(令和3年7月12日)より前に開店しており、営業の実態がある店舗が対象となります。
- 都外に本社がある事業者も対象となります。
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者が見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- 申請に当たっては、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していただくことが必要です。

※1 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等(バー、カラオケボックス等)」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業のうち、以下の要件のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」となりますので、今回の申請は対象外です。要請期間終了後に受け付ける本申請において、申請してください。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること。

## ■早期支給額

一店舗当たり、112万円

＜下限額(4万円)×日数(28日分)＞

※売上高に応じて算出した総支給額と早期支給分との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。

(参考) 支給額の考え方

分類	前年又は前々年の 1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの 協力金日額
中小事業者	10万円以下	4万円
	10万円超～25万円未満	4万円～10万円
	25万円以上	10万円
大企業	—	上限20万円(※)

※売上高の減少額による(中小事業者もこの方式選択可能)

## ■申請方法

- 産業労働局HP及び協力金ポータルサイトにおける申請フォームからご提出ください。
- 郵送での申請も可能です。

※詳細については、7月19日（月）にお知らせします。

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて行っていただく必要がございます。

なお、申請後の店舗追加はできません。また、同一事業者による複数回の申請も受け付けられないため、申請前に対象店舗を十分にご確認ください。

## ■申請書類（予定）

---

- (1) 協力金申請書
- (2) 遵守事項に関する確認書
- (3) 支払金口座振替依頼書及び振込先口座・名義人が確認できる書類

なお、後日、本申請において、必要な書類の提出をしていただきます。提出書類の詳細については、改めてお知らせします。

## ■その他

---

### ○ご協力いただいた事業者の紹介

ご協力いただいた事業者として、店舗名（屋号）を都のホームページ等でご紹介させていただきます。

### ○コロナ対策リーダーの登録

以下のサイトにより登録を受け付けています。

(URL) <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

### ○問合せ先

問合せは、以下の窓口にて対応します。なお、具体的な申請手続きは、令和3年7月19日（月）の申請受付要項の公表をお待ちください。

感染拡大防止協力金等コールセンター

電話 0570-0567-92

（午前9時00分から午後7時00分まで毎日）